

高度プロフェッショナル制度を創設する法案を

廃案にすることを求める会長声明

- 1 政府は、現在開かれている第196回通常国会に、特定高度専門業務・成果型労働制（いわゆる「高度プロフェッショナル制度」）の創設を含む「働き方改革を推進するための関係法令の整備に関する法律」（以下、「本法案」という。）を提出した。

本法案は、2018年5月25日には衆議院厚生労働委員会で採決が強行された結果、可決され、同月31日には衆議院本会議で可決された。

現在、参議院において、本法案の審議が行われているが、参議院においても衆議院同様に強行採決がなされるおそれがあり、予断を許さない状況である。

- 2 高度プロフェッショナル制度の創設は、2015年の第189回通常国会に提出された労働基準法改正案にも盛り込まれていたものの、実質審議が行われないうまま廃案となったものである。

当会は、すでに、2015年3月19日付「『労働基準法等の一部を改正する法律案要綱』に反対する会長声明」及び2018年2月14日付「働き方改革関連法案要綱に反対する会長声明」において、高度プロフェッショナル制度の創設によって現実化するのは労働時間規制の適用除外の拡大と、それに伴う残業代支払義務の免除と長時間労働の横行であること、同制度は長時間・過重労働を強いられている現状を追認・助長するものであることなどを指摘し、同制度の創設に反対であることを表明している。

2017年に公表された「過労死等防止対策白書」によれば、2016年度に労災認定された過労死や過労自死は191件にも上っているところ、長時間労働を是正させるための施策を講じて過労死・過労自死の防止に取り組むことこそが、政府に課せられた喫緊の課題である。

- 3 さらに、政府は、2015年以来、本法案に当初含まれていた企画業務型裁量労働制の拡大について、「厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く者の労働時間の長さは、平均的な者で比べれば、

一般労働者よりも短いというデータもある」との説明により、正当化してきた。

しかし、政府は、今通常国会において、このデータが不正確なものであるとして上記答弁を撤回し、企画業務型裁量労働制の拡大を本法案から削除するに至っている。政府が不正確であることを認めた同データは、高度プロフェッショナル制度の創設の根拠としても利用されていたものであるところ、根拠資料の不正確性が明らかとなった以上、労働時間規制を全面的に適用除外とする高度プロフェッショナル制度を創設する立法事実、正当化根拠は疑わしい状況となっている。

- 4 労働基準法は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなければならない」（同法1条1項）と規定し、労働時間は原則として1日8時間、1週40時間と定めているところ（同法32条）、長時間労働を容認・助長し、労働者が人たるに値する生活を営むことを阻害する高度プロフェッショナル制度の創設は、労働基準法の趣旨を没却するものであると言わざるを得ない。
- 5 当会は、高度プロフェッショナル制度創設の危険性を改めて指摘するとともに、国会に対し、同制度を創設する本法案を廃案とするよう求める。

2018年6月14日

群馬弁護士会 会長 佐々木弘道